

## 居住用不動産処分許可の申立てについて

長崎家庭裁判所

### 1 はじめに

被後見人等の居住用不動産を処分する(売却, 抵当権設定など)必要がある場合は, 必ず事前に家庭裁判所に居住用不動産の処分許可の申立てをして, その許可を得る必要があります(「成年後見人のためのQ&A」参照)。

居住用不動産とは, ①被後見人等が現に居住していたり, ②過去に居住していたことがあったり, ③今後, 居住する可能性のある居宅及びその敷地のことをいいます。

以下, 申立てに必要な書類等を記載しますが, 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので, あらかじめご了承ください。

また, 居住用不動産の処分を許可された場合, その処分結果についての報告をお願いすることになりますので, その点もご了承ください。

### 2 申立てにあたって必要なもの

チェック	書類等	特記事項
<input type="checkbox"/>	居住用不動産処分許可申立書	
<input type="checkbox"/>	申立人の住民票又は戸籍附票	既に提出され, 記載内容に変更がない場合は, 提出不要です。
<input type="checkbox"/>	本人の住民票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	処分する不動産の全部事項証明書	・既に提出され, 記載内容に変更がない場合は, 提出不要です。 ・賃貸借契約解除の場合は, 提出不要です。
<input type="checkbox"/>	売却の場合	不動産売買契約書案
<input type="checkbox"/>		固定資産税評価証明書
<input type="checkbox"/>		査定書
<input type="checkbox"/>	抵当権設定の場合	抵当権設定契約書案
<input type="checkbox"/>		金銭消費貸借契約書案
<input type="checkbox"/>		(保証委託の場合) 保証委託契約書案
<input type="checkbox"/>	取り壊しの場合	見積書
<input type="checkbox"/>	賃貸の場合	賃貸借契約書案
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約解除の場合	解約, 解除届
<input type="checkbox"/>		賃貸借契約書

### 3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙800円分	申立手数料
<input type="checkbox"/>	郵便切手(右記のとおり)	84円×1枚, 10円×5枚, 5円×1枚, 1円×1枚 (合計140円)